

個人住民税（市民税・県民税）に係る特別徴収税額の決定・変更通知書における印字の誤りについて

令和5年5月15日に発送しました令和5年度の個人住民税（市民税・県民税）に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（以下「通知書※」といいます。）について、特別徴収義務者（事業主）を通じて納税者（従業員）の方にお渡しする約36,000人の通知書における扶養親族欄の該当区分の印字に誤りがあったことが判明しましたので、報告いたします。

※通知書は、毎年、市税システムからデータを出力して、税額などを印字して通知しているものです。

1 経過

- 5月15日（月） 令和5年度の通知書を特別徴収義務者宛てに発送
5月17日（水） 納税者から通知書の記載に誤りがある旨、かわさき市税事務所法人課税課に連絡あり
確認したところ、扶養親族の人数が、本来印字すべき欄とは異なる欄に印字されていることが判明
5月22日（月） 調査の結果、扶養親族の人数の欄以外には、誤りのないことを確認

2 対象件数

納税者数 36,115人（特別徴収義務者数 16,466社）

【参考：通知書全体の送付件数】

納税者数 635,712人（特別徴収義務者数 108,763社）

3 原因

令和5年1月から運用を開始した本市市税システムの運用保守委託業者※が、通知書の印字用データを市税システムから抽出して通知書を作成する際、扶養親族欄の該当区分の入力を誤り、本市職員による確認の際にもその誤りを発見できなかったことによるものです。

※運用保守委託業者

富士通 J a p a n ・ F L C S 川崎市市税システム再構築・運用保守業務共同企業体

4 影響

市税システムのデータは正しく登録されておりますが、通知書における扶養親族欄の該当区分の印字に誤りがあったものです。

税額への影響はありません。

5 今後の対応

扶養親族欄の印字を修正した通知書を、納税者及び特別徴収義務者に対するお詫びの文書とともに、特別徴収義務者宛てに再送付します。

6 再発防止策

運用保守委託業者に対し、市税システムからデータを抽出する際、誤りの発生を防止するために必要な対策を講ずるよう指示しました。

また、本市においても、出力したデータファイルの内容を詳細にチェックする手順を明確に示したチェックリストを新たに作成して、組織的に確認する体制を整備します。

【問合せ先】

川崎市財政局税務部市民税管理課 児玉

電話 044-200-2218

